

不合格の経験を超えて知った合格のために必要な4つのこと

既修 匿名希望

1 はじめに

私は、複数回受験者であり、令和元年司法試験に幸運にも合格することができました。合格通知も手元に届き、家族や友人にも祝福してもらい、合格を実感し始めています。公法系と刑事系で二桁の順位を頂き、総合順位も悪くはなかったものの、年齢や受験回数が就職活動に不利に働く可能性もあるので、不安な気持ちも大きいです。

不合格の時は、本当に苦しくて惨めでした。この文章を読んでくださっている在学学生や未だ受験資格がある不合格者の方には、私のような思いはしてほしくないのです。是非とも初回合格あるいは早期合格をめざしていただきたいと思います。なお、以下で述べる合格に必要な①ないし④は、私が法科大学院在学中や修了後に実践しなかったことであり、実践していれば早期合格していたであろうと考えられることです。

2 司法試験合格に必要なことはなにか

- (1) 司法試験合格に必要なことは、①条文が想定している典型事例並びに百選掲載判例の理論構成及びその不可欠の前提となる事実関係の正確な理解、②緻密な事案分析力、③事実に対する適格な評価、④平易な読みやすい文章を自分の言葉で書く力です。
- (2) まず、なぜ①が必要かという点、条文の適用される典型的場面を即座に想起できれば、いざ事例問題を目の前にしたときに、適用法条を思い浮かべることができ、複数の候補がある場合でも、最も距離が近い条文を選択し、事案を解決に導くことが可能となるからです。百選掲載判例の理論構成や事案を頭に入れておくべき理由もほぼ同じです。そして、判例の正確な理解は、「事実の概要」を精読することで始めて可能となります。というのも、判例の判断はその事案限りであることが多く、最高裁が述べた理論構成には不可欠の前提となる事実関係が必ずあり、それを理解しないことには判例を武器にはできないからです。法科大学院の講義を通じて①を身に付けることは十分に可能です。講義においては、条文の制度の趣旨、目的及び典型適用事例を学びますし、重要判例について事実関係を深く学ぶこともあるからです。この①を学ぶことは、次で述べる②及び③を習得するために必要不可欠です。
- (3) 次に、②及び③が必要な理由として、現行司法試験の事実関係が複雑であることが挙げられます。全科目の事案で対立当事者が想定できるのですが、一方に不利で他方に有利な事実、双方にとって何らかの意味のある事実及び双方にとって何の意味もない事実など様々です。条文の要件や判例の理論を具体的に適用して結論を導き出すためには、問題文を読みながら、これらの事実を整理し、評価しなければなりません。そのため、②及び③が必要となるのです。そして、②及び③を身に付けるには、法的三段論法の大前提とな

る条文の要件や判例の理論を理解していること、すなわち前述した①が不可欠となります。①を理解していることで、最も適切な適用法条の選択や援用すべき類似判例（裁判例）の選択をしたうえで、事実の整理や評価が可能となるからです。

また、③については、受験生個人の自由演技で事実評価をすることは好ましくなく、あくまで判例、裁判例及び学説で形成されている法律家共同体の相場観をつかみ、それに従って事実評価をすべきです。これは、法科大学院の学者教員や実務家教員の方からしか学べません。

さらに、①を完璧にすれば自動的に②及び③が身につくというよりは、「法科大学院の演習講義、期末試験、司法試験及び予備試験の過去問のアウトプット」と、「基本書や講義でのインプット（①）」とを繰り返すことで、②及び③が身につくといった方が適切かもしれません。

(4) ④が必要な理由は、司法試験の採点者は短時間で答案を読まなければならない、一読了解の文書を作成したほうが高い点数が望めることにあります。一読了解の文章を書くには自分の言葉で書く必要があります。市販の論証集や先輩からもらった論証集は自分の言葉ではないので、参考程度にとどめておくべきです。自分の言葉で平易な文章を書くことが望ましいと思います。

また、一人で勉強していても、④は身につけません。司法試験予備校の答練を利用するか、自分より優秀な友人とゼミを組むか、人それぞれではあると思いますが、いずれにせよ、他人に自分の答案を批判してもらうことで④は身につくといえます。

私は、様々な事情から自宅に居なければならない時間が多く、法科大学院在学中も一人で勉強することがほとんどでした。そのため、自分の法律文書を他人に批判してもらう機会を多く設けることができませんでした。これから受験を控える皆さんには、是非ともそのような機会をなるべく早く、かつ多く持っていただきたいです。

3 最後に

弁護士業界はかなり厳しい状況にあるとはいっても、職域が拡大していること、助けが必要なのに未だ相談もできていない市井の人々がいることも事実だと思います。司法試験の合格水準が下がっていると揶揄する方もたくさんおられると思います。しかし、そのような雑音は気にせず、むしろ合格水準が下がっている今、早くに合格して自分達が業界を盛り上げるという気概でこの試験に臨んだほうがいいのではないのでしょうか。

私は、家族のサポートがないと日常生活も厳しい程度の身体障害を有していますが、法科大学院の講義では、後方の席にしてもらったり、期末試験では別室受験の特別措置を採っていただけておりました。そのような多大なるご配慮をいただいた結果、法科大学院を無事に修了することができましたし、司法試験本試験の受験においてもその特別措置を踏襲するかたちで別室受験の特別措置を採っていただけていました。本当に、大阪大学高等司法研究科の教務の方や教員の先生方には感謝しております。ありがとうございました。

4 おまけ

上記では、具体的に使用した書籍等をお伝えしませんでした。参考に、使用頻度の高い書籍をお伝えしたいと思います。なお、司法試験受験にあたって、一番使用すべき書籍は、百選、司法試験過去問（問題文、市販の合格者答案集、趣旨、採点実感）です。以下では、一部過去問を扱った書籍も記載していますが、基本的には百選や過去問以外の書籍を記載します。

★＝特におすすめ

・憲法

早稲田経営出版『司法試験・予備試験 逐条テキスト憲法』★

井上典之『憲法判例に聞く』

LS 憲法研究会『プロセス演習 憲法』

大島義則『憲法ガール』

横大道聡『憲法判例の射程』

・行政法

中原茂樹『基本行政法』

北村ほか『事例から行政法を考える』★

大島義則『行政法ガール』

稲葉ほか『ケースブック行政法』

・民法

佐久間毅『民法の基礎 1 総則』『同 2 物権』

潮見佳男『基本講義 債権各論 I 契約法・事務管理・不当利得』『同 II 不法行為法』

窪田充見『家族法』

官野邑斗『合格思考民法』★

・商法

伊藤ほか『リーガルクエスト会社法』

高橋ほか『会社法』〔弘文堂〕

・民事訴訟法

田中豊『民事訴訟法判例 読み方の基本』『論点解析 民事訴訟法』

三木浩一『リーガルクエスト民事訴訟法』

中嶋・岡『民事訴訟法判例インデックス』★

・刑法

大塚裕史『刑法総論の思考方法』『刑法各論の思考方法』

山口厚『新判例から見た刑法』『基本判例に学ぶ刑法総論』『基本判例に学ぶ刑法各論』

・刑事訴訟法

古江頼隆『事例演習 刑事訴訟法』

川出敏裕『判例講座 刑事訴訟法』★

三井誠『判例教材 刑事訴訟法』

以上